

内容紹介

- この夏、家庭でできる「節電」はじめませんか。…………… (1)
- 急増してます「スマートフォン」のトラブル！…………… (2)
- sapo 之助のミニ知識「電子マネーってなに？」…………… (2)
- 消費生活センター相談窓口から
「夏本番！体験エステに出向いたら……」…………… (3)
- お知らせ…………… (4)
消費生活専門相談員の資格取得に挑戦してみませんか。
旧：壽屋、桜デパート、アツマヤ百貨店の商品券をお持ちの皆様へ



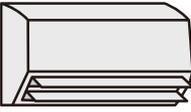
この夏、家庭でできる節電はじめませんか。

節電は、電力需給バランスの解消のための支援・協力となることはもちろん、CO₂排出の削減にもなり、地球温暖化防止につながります。家庭でできる節電の取り組み方法をご紹介します。この夏を快適に過ごすヒントにしてスタートしてはいかがでしょうか。

◎家庭の節電メニュー例

テレビやAV機器はコンセントにつないでおくだけで電気を消費しています。待機電力を減らすため使用しない電化製品はコンセントからプラグを抜きましょう。



 <p>●エアコン 室温28℃を心がけ、なるべく使用は控え扇風機などを使いましょう。</p> <p>28℃</p>	 <p>●テレビ 画面を省エネモードに設定し、音量を下げ、テレビを見ないときは主電源で消しましょう。</p> <p>省エネ</p>
 <p>●冷蔵庫 設定温度を「強」から「中」に切り替え、扉をあける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。</p> <p>強▶中</p>	 <p>●温水洗浄便座 便座の保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用しましょう。</p> <p>タイマー節電機能</p>
 <p>●照明 日中は消灯し、夜間の照明も必要最小限にしましょう。</p> <p>OFF</p>	 <p>●ジャー炊飯器 早朝にタイマーで1日分をまとめて炊いて、冷蔵庫に保存しましょう。</p> <p>冷蔵庫に保存</p>

※高齢者の方々、障害をお持ちの方々など、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲で節電に取り組んでください。

そのほか経済産業省、環境省のホームページで、節電事例が紹介されています。

国民生活
センターから

『急増してます スマートフォンのトラブル』

近年、スマートフォンの普及が急速に進んでいます。その一方で、スマートフォンの特性についての情報が消費者に十分行き渡っていないなかで、従来の携帯電話の延長線上で利用され、トラブルが急増しています。

消費生活相談窓口には、修理に出しても不具合が続く、すぐ電池が無くなる、メールやインターネットをあまり利用していないのに、パケット料金が上限額になる、通信制限があり動画が見られないなどといった相談が寄せられています。



～スマートフォンを契約するときは、次のことに注意しましょう。～

- テレビコマーシャルなどの広告のイメージだけで判断せず、機能の特徴を十分踏まえて自分の利用目的にあった商品選択をしましょう。
- 不具合がおきた場合には、どのようなときに症状が起こったのかを確認し、携帯電話会社のショップ等修理窓口に伝えましょう。
- アプリケーションソフトの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしないようにしましょう。
- 海外に持って行く場合には、必ず日本国内で事前に設定方法や課金の方法を確認しておきましょう。
- トラブルにあったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



「電子マネーってなに？」

電子マネーとは、現金の代わりに支払いを、お金の価値を持ったデジタルデータでやりとりする新しいタイプのお金です。電子マネーには、プリペイド型やポストペイ型のカードやフェリカ搭載の携帯電話、サーバー型など、様々なタイプがあります。

◎電子マネーのタイプ

○プリペイド型(前払い)

スイカやエディなど、フェリカと呼ばれる非接触ICチップを搭載したカード型で、あらかじめ、このチップにバリュー(お金の価値)を入れて使うことからプリペイド型といえます。

○ポストペイ型(後払い)

iDやクイックペイなど、利用金額は指定しておいたクレジットカードから後で一緒に引き落とされます。こちらは事前にチャージする手間はなく残高を気にせず買い物ができるのが利点です。

○サーバー型

コンビニなどで専用のカードを購入し、ID番号をスクラッチを削って読み、その番号をネットショッピングなどのサイトで入力すると、利用金額分がそのIDから差し引かれるというしくみです。

◎電子マネーで購入したら

「電子マネー決済の証票」(伝票)は保管しておくことが大事になります。

◎電子マネーが盗難にあったら

無記名・前払い式電子マネーカードは、現金と同じで基本的に補償はありません。記名式は、基本的に発行元に申し出た時点の残高を補償してもらえます。



消費生活センターの相談窓口から

「夏本番！体験エステに出向いたら・・・」

相談事例

1年前、エステ店に勤務する友人から2千円的美顔エステに誘われた。体験後、いきなり試着室に案内され、「この補整下着をセットでつけると、ウエストが細くなりバストアップする。購入すれば、痩せるためのリンパマッサージが通常3千円を100円で好きな時に受けられる。」とセット購入を勧められた。高額で払えないと断ると、クレジット契約のリボ払いなら、ひと月わずかな金額で支払えるからと説得され、仕方なく契約をしてしまった。

さらに、友人は自分の腕を見せて「夏に向けて全身脱毛エステをするとこんなにキレイになるし、あわせてスキンケア化粧品で手入れをしたほうが良い。」と勧め、結局、別のクレジット会社と脱毛エステ及び化粧品の契約をした。その後エステに行くたびに、もっと効果を上げるためにと別の補整下着も契約させられ、合計が3件で45万円程になってしまった。エステに行く度に勧誘されるのではないかと心配になり、その後エステ店には行けなくなった。補整下着を着用してみたが、体型に全く変化はなくエステ店にも行きたくないの、解約したい。(20歳代 女性)



センターの対応

本件は商品とサービスがセットになった契約で、特定商取引法の特定継続的役務提供取引に該当しますが、当センターで確認したところ、交付された契約書面には、法律で定められた記載事項に不備がありました。また、痩せるとの説明については根拠が不明でした。相談者は居住地相談窓口の援助で、関連商品の下着セット、化粧品セットも含めて解除、取り消しの通知書を送付しました。当センターが斡旋した結果、既に支払った17万4千円を放棄することで、合意しました。

消費者へのアドバイス

- エステ契約は、契約期間が長期間にわたり『受けてみないとサービスの質が分からない』のが特徴です。また、契約期間中にエステ店の閉店、消費者の引越しや経済状況等、それぞれの事情が変わり通えなくなることもあります。あまり長期間で高額な契約を一度に結ぶのは、避けた方がよいでしょう。契約する際は、事業者の情報を収集し、「サービス内容」「料金」「契約期間」「支払方法」等の説明を受け、書類でもよく確認しましょう。もし次々と勧誘された場合も、必要なければ、きっぱり断ることが大切です。
- 不本意な契約をしてしまった場合でも、エステ契約(契約金額5万円を超え、契約期間1カ月を超えるもの)は法定書面を受け取った日から8日以内であれば、補整下着や未開封の化粧品等の関連商品も含めクーリング・オフができます。また、エステ利用契約期間内であれば理由を問わず中途解約も可能です。(損害賠償額等の上限の規定があります。)クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても販売方法に問題があれば、取り消し等の主張が可能な場合があります。
- トラブルに巻き込まれた場合には、早めにお住まいの市町相談窓口や消費生活センターに相談してください。

お知らせ

「消費生活専門相談員」の資格取得に挑戦してみませんか？ ～安心できる暮らしのために～

長崎県消費生活センターでは、「消費生活専門相談員」の資格をもった相談員が地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

「消費生活専門相談員」は消費生活センター等で消費生活相談に応じるために必要な一定水準以上の知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定する資格です。

資格認定試験は、毎年全国各地で行っており、年齢、性別、学歴等を問わずどなたでも受験できます。

受験申込期日 平成24年8月6日（月）

試験実施日 第1次試験 平成24年9月29日（土）

受験要領の 入手方法

返信用封筒（長形3号の封筒に90円切手貼付、宛先明記）を同封のうえ、郵便にて下記宛までご請求ください。なお、受験要領は国民生活センターのHPからもダウンロードできます。 (<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>)

問い合わせ先 〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22
独立行政法人 国民生活センター 資格制度室 Tel:03-3443-7855（直通）

旧： 寿屋、桜デパート、アツマヤ百貨店の商品券をお持ちの皆様へ

旧株式会社寿屋（寿屋）、桜デパート、アツマヤ百貨店が発行した商品券について、資金決済に関する法律に基づき、発行保証金の還付手続きが九州財務局で行われています。

1. **申出受付期間** 平成24年8月24日（金）（消印有効）まで
2. **申出方法**

債権の申出は郵送のみで受付をしています。申出書、商品券等を九州財務局に郵送してください。申出書は、九州財務局のホームページ (<http://kyusyu.mof.go.jp/>) 等から入手できます。詳細については、九州財務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒860-8585 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号
九州財務局 理財部 金融監督第三課
電話 096—353—6351（内線3244、3243）

この情報は県消費生活センターのホームページ
「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

（長崎県県民生活部 食品安全・消費生活課）

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

[ホームページ「ながさき消費生活館」](http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/)

TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>